

～犬・猫の飼い主の皆さんへ～

飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術費を補助します

高松市では、昨年度に引き続き平成23年度も、飼い犬・飼い猫に不妊または去勢手術を実施した飼い主(所有者)に、その手術費の一部を補助します。

◆補助を受けられる要件

補助対象は次の**すべての条件**に該当する方です。

- ①香川県内で開業している動物病院で、不妊・去勢手術を実施した犬または猫の所有者で、**高松市内に住民登録がある人。**
- ②高松市の市税の額のうち、申請の日前に納期が到来した税額を**滞納していない人。**
(市税の納付確認を行います。詳しくは、裏面をご覧ください。)
- ③**犬の場合は、登録および平成23年度中に狂犬病の予防注射を受けている犬であること。**

◆補助金の額

- ・不妊・去勢手術を実施した犬1頭または猫1匹につき、3,000円です。
- ・猫の不妊・去勢手術に対する補助は、1世帯につき、1年度2匹までです。

◆補助金申請方法

- ・補助金交付申請書類等は、高松市役所1階受付、高松市保健所および支所・出張所にあります。
- ・申請は、「補助金交付申請書」、「補助金請求書」に記入、押印のうえ、手術費の領収証(**不妊去勢手術を実施した日が記載されているもの**)を添えて、高松市保健所まで持参もしくは郵送してください。支所・出張所に提出していただくこともできます。但し、高松市役所1階受付では申請受付をしていません。

◆申請受付期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（手術を実施した日も、同期間に限る）

※できるだけ手術を実施した日から1か月以内に申請していただきますよう、ご協力をお願いします。

ただし、平成24年3月中に手術を実施された方は、3月末日までに申請していただかないと補助が受けられませんので、十分に注意してください。

◆補助金の支払い

- ・申請書類を受付・審査した後、交付決定通知書を送付します。(約1か月後となります。)
- ・補助金は、口座振替または現金払となります。
(受け取りは、口座振替が便利です。現金払の場合は、後日、高松市役所1階出納室まで受け取りに来ていただくこととなります。)

◆注意事項

- ・領収証は原本を添付してください。
- ・申請者の住所は、住民登録をしている住所を記入してください。
- ・申請書、請求書はすべて同一人の氏名を記載してください。
(領収証の氏名がフルネームの場合、申請者はその方になります。)
- ・申請書と請求書は同じ印鑑（認印可）で、押印してください。
- ・記入ミスをした場合(**金額欄を除く**)は、二重線で訂正し、上から訂正印(申請時の印)を押してください。(修正液、修正テープ等による修正はしないでください。)
- ・金額欄はアラビア数字で記入してください。(漢数字の記入および**金額の訂正はできません**)
- ・ゆうちょ銀行をご利用の方は、**支店名(漢数字3ケタ)・口座番号(数字7ケタ)**を記入してください。

お問い合わせ先

〒760-0074

高松市桜町一丁目10-27 高松市保健所 生活衛生課 (Tel: 839-2865)

市税の納付確認について(留意事項)

◎納付確認は、課税されているすべての税目のうち、納期の到来した額について完納していることを確認します。

市税の納付納入状況の把握については、すみやかな確認につとめていますが、納税確認に1週間程度かかるため、申請日直前にご納付された場合には、確認のために領収書の提示を求めることがあります。

税目…個人は、市県民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)、
軽自動車税
法人は、その上に法人市民税、事業所税、特別土地保有税、たばこ税および入湯税
(ただし、市県民税(普通徴収)は除かれます。)

市では、円滑な行政運営を進めるため、未納者の一掃に努めているところです。

※市税の納付については、市役所2階納税課(電話839-2222)までお問い合わせください。

◎未申告について

収入のない方(専業主婦や学生等)でも、事前に申告をしていないと、その方が課税対象者かどうか分からないため「未申告」という扱いになります。

「未申告」の場合、補助金の交付を受けられないことがあるため、補助金を申請される前に、申告(市県民税)の手続きが必要な場合もあります。

※申告の手続きについては、市役所2階市民税課(電話839-2233)までお問い合わせください。